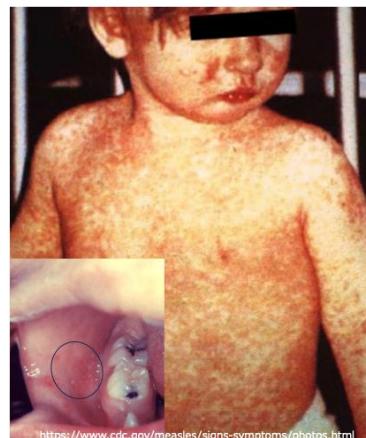
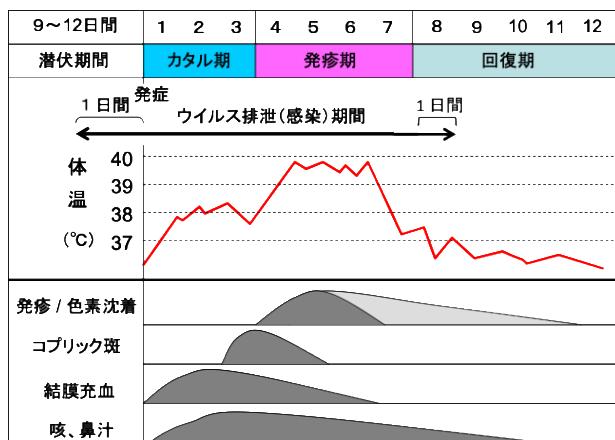


V. 疾患別感染対策 3. 麻疹 (Measles)

(1) 臨床

- 潜伏期間：5～21日であるが、多くは11～12日である。
- 症状（図1）：①38°C以上の発熱、②カタル症状（咳嗽・鼻汁・結膜充血など）で発症し、3日目に一旦解熱する。この時、口腔内頬粘膜に麻疹特有のコブリック斑（周囲に発赤を伴う灰白色の小斑点）が出現する。
4日目より39°C以上の高熱と全身性の赤色小斑状発疹が耳後部・顔面から出現し体幹・四肢へと徐々に拡がる。8日目より解熱し、発疹は出現順に褐色の色素沈着を残して消退する。
不顕性感染はほとんどない。

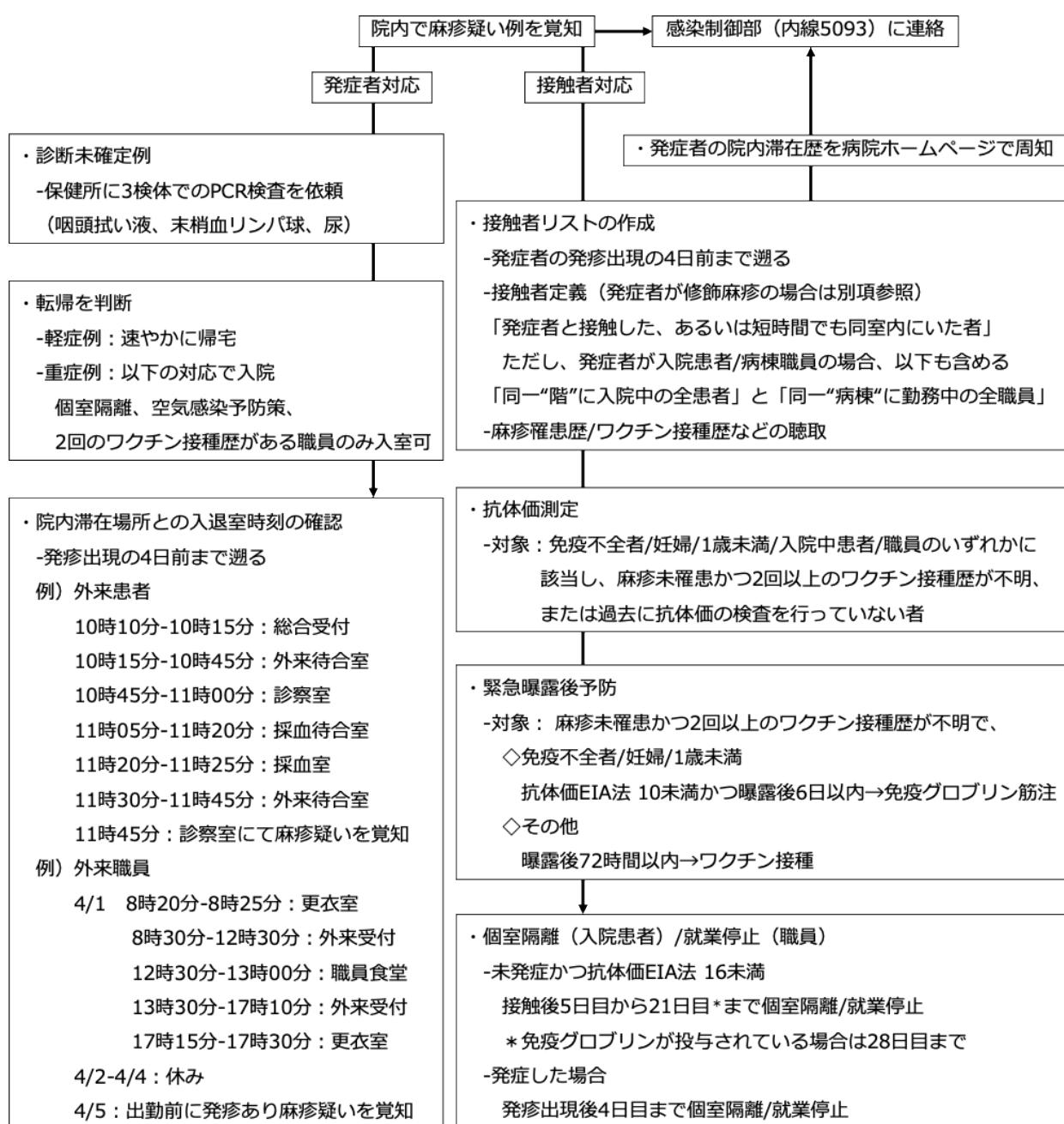


- 感染様式：空気感染（同室～同一フロア）、飛沫感染、接触感染で、感染力が非常に強い。
- 感染期間：発疹出現の4日前から出現の4日後まで。
- 治療：対症療法のみ。

(2) 院内感染対策

- 院内感染の予防策：職員の免疫獲得は可能な限り入職前に行うIX.ワクチンプログラムの項目を参考する。

麻疹疑い例対応フローチャート



2) 発症（疑い）患者判明時の初期対応：

- ・ 患者/職員共に麻疹発症が疑われた時点で、下記時間帯に応じて責任者を決定する。
 - 平日 8：30～17：00：病棟/外来師長、病棟/外来医長
 - 平日 17：00～翌 8：30：当該科当直医、病棟看護師リーダー
 - 土曜、日曜、祝日：当該科当直医、病棟看護師リーダー
- ・ 同責任者がただちに感染制御部、または夜間休日の場合、事務当直経由で感染制御部に連絡する。保健所へは、感染制御部より連絡する。
- ・ 発症（疑い）患者が入院患者の場合は、ただちに個室に収容し、患者及び家族へ十分に隔離の必要性について説明する。発疹出現後 4 日目まで個室隔離とする。ただし、免疫不全者の場合は発疹出現後 4 日目かつ症状消失までとする。

3) 入院が必要となった発症者への対応

- ・ 入院が必要となった場合には、原則として東 8 階病棟へ入院とする。
- ・ 周囲への二次感染を予防するため、発症が疑われた患者の院内移送に関しては隔離搬送カプセルを使用しストレッチャーで移送する。使用する場合、感染制御部に連絡する。また、個室隔離後は、院内移送を伴うような病室外での検査をなるべく避けるようとする。
- ・ 病室は、RediRoom®を感染制御部により設置し、個室管理とする。
- ・ 個室隔離中は原則面会を制限する。また患者家族が濃厚接触者にあたる場合、接触後 5 日目から 21 日目までは来院を控えていただく。

4) 発症者の検体採取方法

- ・ 発症者の確定診断が必要な場合、保健所に 3 検体【咽頭拭い液：フロックスワブ（滅菌スピツツにスワブの先の綿がひたる 3ml 程度の生理食塩水を加える）、血液 2ml：血算用スピツツ（1 番、紫キャップ）、尿 10-20mL：滅菌スピツツ】での PCR 検査を依頼する。検体はいずれも冷蔵保存とする。

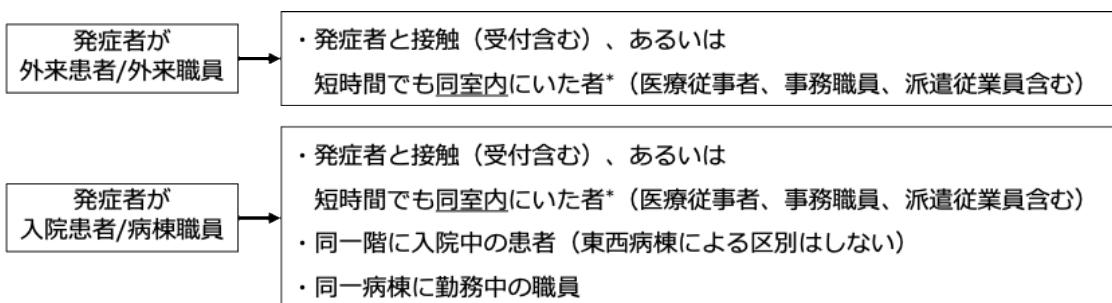
5) 接触者リストの作成

- ・ 上記責任者と感染制御部の指示の下、接触者定義（下記参照）に応じて接触者を決定し、接触者リストを作成する。
- ・ 接触者リストアップの際は、発症者の発疹出現の 4 日前まで遡り、院内滞在場所と入退室時刻を確認する。

例）4/5（金）に発疹が出現した場合、4/1（月）から 4/5（金）の院内滞在歴

- ・ 接触者リスト作成後、接触者に対して電話等での連絡を、医事課と関係診療科が主に行う。
- ・ 各接触者へ連絡する際、麻疹の感染既往およびワクチン歴の確認し、麻疹接触疑いの際の確認項目（下記参照）を説明する。接触者リストに麻疹の感染既往およびワクチン歴を追記したものを、感染制御部に報告する。
- ・ 食堂、コンビニ、郵便局など、接触者の入室時刻が特定できない場所に滞在していた場合は、院内ホームページにその旨を記載し、接触が疑われる者に周知する。

接触者定義



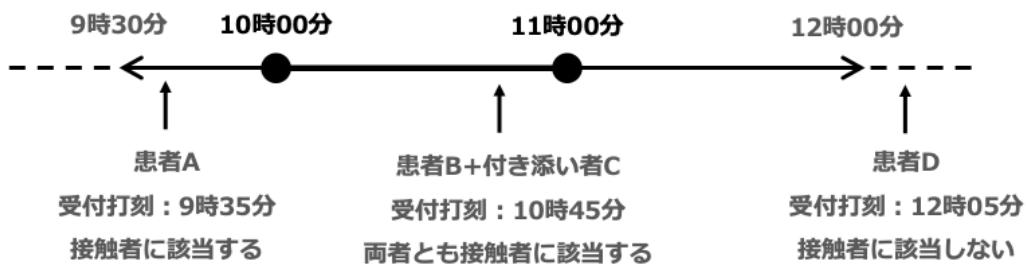
ただし、修飾麻疹の発症が想定される場合（発症者が、発症前の時点で、ワクチン2回接種歴や十分な抗体価を有していることが明らかで、非典型的な臨床経過を辿る）、典型的な麻疹患者に比較して感染力が弱いため、接触者定義を以下に限定する。

- ・麻疹患者と直接接触した者
- ・飛沫感染可能な範囲内（患者から2m以内）で患者の咳、くしゃみ、もしくは会話等によって飛沫をあびた可能性のある者

同室内の例：待合室（外来/会計受付）、診察室、検査室（画像/生理/採血室など）、手術室/処置室、リハビリ室、透析室など

* 同室内接触者のリストアップの際は、発症者の滞在歴を聴取/推定し、発症者の「入室時刻の30分前～退室時刻の1時間後」の間に入室が打刻されている患者（および付き添い者）を接触者とする。

例）発症者が10時から11時まで外来受付に滞在していた場合



食堂、コンビニ、郵便局など、接触者の入室時刻が特定できない場所に滞在していた場合、院内ホームページにその旨を記載し、接触が疑われる者に周知する。

麻疹に接触した疑いのある方への説明事項

1. 「〇月〇日、あなたは、麻疹患者と接触した可能性があります。麻疹は空気感染で、非常に感染力が高いため、現在、麻疹患者と接触した可能性のある方全員にそのことをお知らせする電話をかけています」
2. A. 発症者が外来患者の場合
「受診時、病院であなたに同行した人を教えてください」
B. 発症者が入院患者の場合
「あなた以外で、該当日に面会した人を教えてください」
3. 「あなた、および、同行者/面会者に麻疹の罹患歴はありますか」
4. 「あなた、および、同行者/面会者に麻疹ワクチンや MR ワクチンの接種歴はありますか」
5. A. 検査で確定された麻疹の罹患歴がある、または麻疹ワクチンの予防接種歴の記録が 1 歳以上で 2 回ある場合
「あなたの感染リスクは高くありません」→ 7 に飛ぶ
B. 検査で確定診断された麻疹の罹患歴がなく、かつ、麻疹ワクチンの予防接種歴の記録が 1 歳以上で 2 回ない場合
「あなたは、この先、麻疹を発症する可能性があります」
6. A. 相手が麻疹風疹混合 (MR) ワクチンの接種不適当者に該当しない場合
「〇月〇日の接触から 72 時間以内に予防接種を受けることにより、発症を予防できる可能性があります。可能な限り早く医療機関を受診し、麻疹ワクチンか MR ワクチンを接種してください」

※ただし、接触から 72 時間以上経過していた場合であっても、感染していない場合は 3 次感染予防としてワクチンを接種する場合があるため、いずれにしても医療機関を受診するよう勧める。その場合、本接触による発症を防ぐにはワクチン接種が間に合わないことを伝える。

B. 免疫不全者、妊婦、1 歳未満など MR ワクチンの接種不適当者に該当する場合

「〇月〇日から 6 日以内にヒト免疫グロブリン製剤を投与することにより、発症あるいは重症化を予防できる可能性がありますので、可能な限り早く医療機関を受診してください」

7. 「あなたが麻疹に感染していた場合、接触後 5 日目から 21 日目まで症状が出現する可能性があります。この期間を、健康観察期間とします」
8. 「麻疹の初期症状は、37.0 度以上（小児の場合は、37.5 度以上）の発熱、咳・鼻水、眼球が赤くなる、のどが痛いなどです」

9. 「健康観察期間中は、毎朝・毎晩、1日2回、体温を測ってください。また、人が集まる場所に出かけることを控えてください」
10. 「健康観察期間中に麻疹の初期症状や、口腔粘膜の白いぶつぶつ（コプリック斑）、発疹のいずれかの症状が出現した場合、ただちに医療機関または保健所に連絡し、自分が麻疹を発症したことを伝えてください。その場合、登校や出勤は避け、可能な限り外出を控えてください」

6) 接触者の抗体価測定

- 接触者の中で、免疫不全者/妊婦/1歳未満/入院中患者/職員のいずれかに該当し、麻疹未罹患かつ2回以上のワクチン接種歴が明らかではない者、または過去に抗体価の検査を行っていない者については、免疫グロブリン製剤投与の適応や個室隔離/就業停止の判断のため、速やかに抗体価を測定する。
- 接触者の抗体価確認が必要な場合、速やかに接触者より血液2ml：血清分離剤入り試験管（11番、黒キャップ）を採血し部署でまとめて、平日の16時までに検査室に提出する。

7) 接触者の個室隔離/就業停止対応

- ワクチン緊急接種やグロブリン投与の有無にかかわらず、接触者が発症した場合、接触後5日目から21日目までは、無症候性にウイルスを伝播する可能性がある。
- 入院中患者/職員の中で、麻疹の未罹患かつ2回以上のワクチン接種歴が明らかではなく、十分な抗体価（EIA法で16.0未満）を有していない場合、

入院中患者：接触後5日目から21日目*までは個室隔離を行う。

発症した場合は、発疹出現後4日目までは個室隔離とする。

職員：接触後5日目から21日目*までは就業停止を考慮する。

発症した場合は、発疹出現後4日目までは就業停止とする。

*免疫グロブリン製剤が投与された場合は28日目までに延長

- 抗体価が判明するまでは、十分な抗体価を有していないものとして扱う。

8) 接触者の発症予防：以下を院内感染対策費で行う。

- 麻疹未罹患で2回以上のワクチン接種歴が明らかではない接触者は、抗体価に関わらず、接触後72時間以内であれば、ワクチン緊急接種を検討する。
- ワクチン接種禁忌となる免疫不全者/妊婦/1歳未満は、抗体陰性の場合（EIA法で10.0未満）、接触後6日以内であれば、免疫グロブリン製剤の筋注を検討する。

対象 \ 暴露後時間	72時間以内	72時間から6日以内	6日以降
・免疫不全者 ・妊婦 ・1歳未満	抗体価が低い（EIA法で10未満）場合、免疫グロブリン製剤の筋注を考慮		安静・隔離
・その他	ワクチン接種 (暴露後予防目的として)	感染を免れた場合、ワクチン接種を推奨 (一般的な予防目的として)	

医療機関での麻疹対応ガイドライン 第七版（国立感染症研究所 平成30年5月）
https://www.niid.go.jp/niid/images/idsc/disease/measles/guideline/medical_201805.pdf